

## 一般競争入札の公告

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定により、電力の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 1 月 5 日

山形県知事 吉村 美栄子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日時 令和 8 年 1 月 28 日(水) 午前 10 時

### 2 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件の名称及び予定数量  
田沢川ダム発電所に係る電力 10,500,000 キロワット時
- (2) 入札に付する物件の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 11 年 2 月 28 日まで
- (4) 入札方法 1 キロワット時当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下 2 衔までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)。
- (4) 1 年以上引き継ぎ業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。)。

イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

- ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること。
- (8) これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき国からその業者名を公表された事業者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きをしていないこと。
- (10) 小売電気事業者として、令和6年4月から令和7年3月までの電気の販売実績が3,500,000キロワット時以上あること。
- (11) 山形県内に本店を有すること。
- (12) 契約の相手方となった者は、田沢川ダム発電所で発電された電力のうち、本契約により供給された電力について県内需要家へ非化石価値付き電力として供給すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部河川課ダム担当 電話 023(630)2618
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県県土整備部河川課ダム担当で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 2で見積った契約希望単価（税込）に予定数量を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。
- (2) 契約保証金 契約単価（税込）に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格以上で最も高額な価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加者名簿に記載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年1月16日(金)午後5時までに山形県県土整備部河川課ダム担当に提出するとともに、併せて3の(7)及び(10)に係る事項を証明する書類及び入札保証金納付申出書を提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により売却手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。